

27水管第1915号  
平成28年1月4日

(都道府県) 水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

## 太平洋クロマグロに係る第2管理期間の資源管理の実施について

日頃より、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成27年1月より実施している太平洋クロマグロの資源管理について、2016年（平成28年）についても、WCPFCで合意された保存管理措置に従い、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績からの半減等を継続します。

また、第1管理期間を通じた漁獲管理の課題を見据えながら、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていく観点から、今後、法令に基づく数量管理を検討して行くこととし、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐろ型TAC」の検討を進めます。

さらに、この資源管理を適切に実施していくため、漁業者をはじめ関係団体、都道府県の皆様の声を反映させ、管理手法を改良しながら進めていくこととしています。

つきましては、下記のとおり第2管理期間の管理方針を通知しますので、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知及び指導方よろしくお願い致します。

### 記

#### I 管理目標等について

WCPFCの保存管理措置に基づき、現在（2012年）の親魚資源量（約2.6万トン）を10年以内に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを暫定目標とします。

#### II 漁獲上限について

- 1 WCPFCの保存管理措置に基づき、我が国の30キログラム未満の小型魚の漁獲量については、2002年から2004年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。また、30キログラム以上の大型魚の漁獲量については、2002年から2004年の平均漁獲実績4,882トンを超えないよう管理します。
- 2 小型魚の漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

- (1) 大中型まき網漁業 2,000トン、
- (2) その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置、近海竿釣り漁業等）2,007トン
  - ① 沿岸漁業 1,901トン
  - ② 近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業）106トン

### Ⅲ 各漁業の管理手法について

#### 1 沿岸漁業

(1) 全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理します。

- ・太平洋北部ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- ・太平洋南部ブロック

千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県

- ・日本海北部ブロック

北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県

- ・日本海西部ブロック

福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県

- ・瀬戸内海ブロック

和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

- ・九州西部ブロック

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(2) 第2管理期間は平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（日本海北部ブロックは平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）とします。

(3) 第2管理期間の小型魚のブロック別漁獲上限は次のとおりとします。

ブロック	第2管理期間
太平洋北部ブロック	249トン
太平洋南部ブロック	253トン
日本海北部ブロック	506トン
日本海西部ブロック	119トン
瀬戸内海ブロック	6トン
九州西部ブロック	749トン
水産庁留保分	19トン
合計	1,901トン

(注) なお、第1管理期間のブロック枠の遵守状況によっては、第2管理期間の枠から差し引くことがあります。

(4) 漁獲モニタリング

ア 漁獲モニタリングについては、各都道府県は、沿岸くろまぐろ漁業（広

域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下漁協分の漁獲量報告(属人で報告)を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに(一社)漁業情報サービスセンターに報告願います。

イ 報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこととします。この切り替えは、その都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡します。

ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、ブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

#### (5) 警報及び操業自粛要請について

ア 水産庁はブロック別に小型魚の漁獲量が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「特別警報」、9割5分に達した段階で「操業自粛要請」(タイムラグを考慮)を各都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方をよろしく願います。

イ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は、水産庁ホームページに掲載しプレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

## 2 大中型まき網漁業

(1) 大中型まき網漁業の小型魚の漁獲上限は合計で2,000トンとなっており、引き続き(一社)全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。

(2) 漁獲モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに(一社)漁業情報サービスセンター及び(一社)全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を随時確認します。

(3) 水産庁は集計した漁獲状況について、水産庁ホームページに掲載します。

## 3 近海竿釣り漁業等

(1) 近海竿釣り漁業(指定漁業)、東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可漁業)及びかじき等流し網漁業(届出漁業)の小型魚の漁獲上限は合計で106トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

(2) 漁獲モニタリングについては、小型魚・大型魚ともに

① 近海竿釣り漁業は漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて月別速報値を集計します。

② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告します(報告様式は別途通知。)

(3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックするとともに、水産庁ホームページに掲載しま

す。

#### IV 遊漁における資源管理の取組について

遊漁における資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととします。具体的には水産庁において漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えて頂くよう「理解と協力」を求めます。

また、遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が必ずしも明らかでないことから、都道府県や釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて呼びかけを行います。

#### V 漁獲上限を超えた場合について

WCPFCの保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

#### VI くろまぐろ型TAC試行の検討について

1 第1管理期間を通じた漁獲管理の課題としては、

- (1) 国際約束である漁獲上限等の遵守の確保が求められる中、当該遵守措置の内容は、今後国際的な資源評価の結果により定期的に見直される可能性があることを前提に国内管理を徹底する必要があること、
- (2) クロマグロは多くの漁法で漁獲され漁場の偏りも大きい中で、関係者間の公平性・透明性を確保し迅速かつ確実な漁獲量の把握が必要であること、などが上げられます。

2 このことから、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくためには、法令に基づく数量管理を検討していく必要があり、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐろ型TAC」の検討を進め、具体的な事例検討を図る観点から平成28年7月より試行します。

3 具体的な進め方としては、

- (1) 国の水産政策審議会資源管理分科会や各都道府県における海区漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、試行にむけて、国の基本計画案、各都道府県計画案の作成を進めます（平成28年5月から6月を目途）。
- (2) また、くろまぐろ型TACの特徴と数量管理上の注意事項をまとめたガイドラインを別途取りまとめます。

#### VII 国際的な管理基準の検討について

平成27年12月に開催されたWCPFCにおいて、

- (1) 太平洋クロマグロの加入量が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を2016年に決定すること
  - (2) 資源回復後の長期的な資源管理方針を2015年、2016年の小委員会で策定することが決定されていること
- から、これらについても、国の水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、我が国としての検討を進めます。